

事務所コラム

2017年10月30日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

平成 29 年度地域別最低賃金

最低賃金引き上げ額平均 25 円で過去最大

平成 29 年地域別最低賃金改定額は中央最低賃金審議会で賃上げ額の目安が公表され、各都道府県労働局長の決定により 10 月 1 日より順次発令されます。

改定額を見ていくと A ランクの 6 都道府県は目安通り 26 円引き上げられ、東京、神奈川に続き大阪も 900 円を超えました。B ランクの 11 府県も目安通り 25 円引き上げられ、三重、広島、滋賀、栃木の 4 県が新たに 800 円以上。一方 C ランクは新潟が目安より 1 円高い 25 円の引き上げ。他の 13 道県は目安通り 24 円の引き上げで、北海道と岐阜が新たに 800 円台に乗せました。D ランクでは鳥取、宮崎、沖縄が目安より 1 円高い 23 円の引き上げで、高知、沖縄と福岡を除く九州 6 県が 737 円で並びました。

平成 35 年度には 1000 円まで引き上げ？

最低賃金は近年引き上げの流れが続いて、時給額のみで表示されるようになった平成 14 年度には全国加重平均額は 663 円でしたが、昨年度に初めて 800 円を超えました。政府は全国加重平均で最低賃金 3% 程度引き上げ 1000 円を目指しており、このままですと平成 35 年度には 1000 円に達する事になり、中小企業には重い負担となっ

てきます。

平成 29 年の改定額は以下の通りです。

A. 26 円改定

東京 958 円 大阪 909 円 愛知 871 円
千葉 868 円 神奈川 956 円 埼玉 871 円

B. 25 円改定

茨城 796 円 京都 856 円 静岡 832 円
三重 820 円 滋賀 813 円 栃木 800 円
長野 795 円 富山 795 円 広島 818 円
兵庫 844 円 山梨 784 円

C. 24 円改定

北海道 810 円 宮城 772 円 群馬 783 円
新潟 778 円 石川 781 円 福井 778 円
岐阜 800 円 奈良 786 円 和歌山 777 円
岡山 781 円 山口 777 円 徳島 740 円
香川 766 円 福岡 789 円

D. 22 円、23 円改定

青森 738 円 秋田 738 円 岩手 738 円
山形 739 円 福島 748 円 愛媛 739 円
高知 737 円 島根 740 円 鳥取 738 円
長崎 737 円 佐賀 737 円 熊本 737 円
大分 737 円 宮崎 737 円 鹿児島 737 円
沖縄 737 円



全国加重平均額は
848 円です。昨年
と比べ 25 円の引
き上げで、比較可能
な平成 14 年以降
最大の上げ幅です。